

昭和四十七年十月十四日に国会提出された憲法第九条解釈に係る二つの政府見解についての中

谷防衛大臣の答弁の矛盾に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十七年九月二十五日

小西洋之

参議院議長 山崎正昭殿



昭和四十七年十月十四日に国会提出された憲法第九条解釈に係る二つの政府見解についての中

谷防衛大臣の答弁の矛盾に関する質問主意書

平成二十七年九月四日の参議院我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会において、中谷防衛大臣は、昭和四十七年十月十四日に参議院決算委員会に提出された防衛庁資料「自衛行動の範囲について」にある自衛権発動の三要件は、従来からのいわゆる自衛権発動の三要件と同一であり、限定的な集団的自衛権を許容しないものである旨の答弁をしたにもかかわらず、別の答弁においては、当該防衛庁資料にある三要件について、昭和四十七年十月十四日に参議院決算委員会に提出された限定的な集団的自衛権を許容するとしているいわゆる昭和四十七年政府見解の「基本的な論理」の当てはめの結果であるとしているが、この中谷大臣の両答弁は論理的に矛盾するのではないか、政府の見解を論理的に示されたい。

右質問する。

